

準備書についての市民意見の概要及び都市計画決定権者の見解

準備書についての市民意見の概要及び都市計画決定権者の見解は、表1に示すとおりである。

表1 準備書についての市民意見の概要及び都市計画決定権者の見解

No.	市民意見の概要	都市計画決定権者の見解
1	<p>五月が丘1駅付近は住宅街であるため、工事やアストラムライン車両の走行等による騒音問題が懸念される。</p> <p>五月が丘団地は高齢者も多く、老人ホーム等もあるため特に配慮が必要と考える。</p>	<p>工事の実施及びアストラムライン供用後の騒音の予測結果は、いずれも規制基準等を下回っていること等から、影響は小さいと考えています。</p> <p>また、環境保全措置として、工事区域の周辺への万能塀設置や最新の公害防止技術・工法等の採用、アストラムライン供用後においては走行路面の適切な保守作業の実施などにより、騒音の低減に努めます。</p> <p>なお、アストラムライン車両の走行に伴う騒音については、事後調査を行い、環境影響の程度を確認することとしています。</p>
2	<p>橋脚の杭打ちに伴う騒音がどの程度かわかりやすく示してほしい。</p>	<p>軌道施設の建設工事において最も騒音が大きい工種として、準備工・躯体工（構造物取壊し・コンクリート打設など）を対象に予測を行い、これらの工種の騒音レベルの90%レンジ上端値は68デシベルと予測しており、規制基準を下回っていることから、影響は小さいと考えています。</p> <p>橋脚の杭基礎工事に伴う騒音の予測結果は、環境影響評価準備書において示していませんが、杭基礎工事に伴う騒音レベルの90%レンジ上端値は66デシベルと予測しており、規制基準を下回っていることから、影響は小さいと考えています。</p> <p>なお、この騒音は、バスの車内と同程度のレベルとなっています。</p>
3	<p>橋脚から自宅までが近接しており、杭打ち工事時やアストラムライン車両の走行に伴う振動により、家屋等の損傷や健康被害が懸念される。</p>	<p>工事の実施及びアストラムライン供用後の振動の予測結果は、いずれも規制基準等を下回っていることから、影響は小さいと考えています。</p> <p>また、環境保全措置として、最新の公害防止技術・工法等の採用やアストラムライン供用後においては走行路面の適切な保守作業の実施などにより、振動の低減に努めます。</p> <p>なお、基礎工事などの施工前には、付近の家屋等において調査を行うこととし、工事前後の周辺家屋の状況を把握することにより工事の影響を把握します。</p>

No.	市民意見の概要	都市計画決定権者の見解
4	<p>工事中及び供用後の騒音・振動に対する持続的な補償・支援策を示されたい。</p>	<p>工事の実施及びアストラムライン供用後の騒音・振動の予測結果は、いずれも規制基準等を下回っていること等から、影響は小さいと考えています。</p> <p>また、環境保全措置として、工事区域の周辺への万能塀設置や最新の公害防止技術・工法等の採用、アストラムライン供用後においては走行路面の適切な保守作業の実施などにより、騒音・振動の低減に努めます。</p> <p>なお、アストラムライン車両の走行に伴う騒音・振動については、事後調査を行い、環境影響の程度を確認することとしています。</p>
5	<p>地盤沈下に対して現況調査をしないことには疑問を感じる。</p>	<p>「全国地盤環境情報ディレクトリ」（環境省）によると、本事業区間については、これまでに地盤沈下が認められていない地域になります。</p> <p>また、国土交通省が作成している表層地質図によるとトンネル部の地質は、花崗岩質岩石であることから、本事業区間は地盤沈下しにくい地盤と考えており、環境影響評価の際の現地調査は実施していません。</p>
6	<p>福島町の下水道工事や高速5号線の工事において地盤沈下が発生している中で、広島市が承認した設計が信じるに値するものであるか疑問である。</p>	<p>本事業の実施に当たっては、過去に起きた事例の原因分析の結果を把握し、十分な事前調査を行うとともに、引き続き詳細設計において適切な施工方法や補助工法を検討し、周辺への影響がないように努めます。</p>
7	<p>橋脚が建設されることにより、日当たりが変わることで健康的被害や草木への影響が懸念される。</p>	<p>周辺への日照障害の影響を低減するために高さを極力抑えた構造としています。</p> <p>また、鋼製橋脚・鋼製桁を多く採用することで、コンクリート製を採用するよりも橋脚をスリムにするとともに、橋脚数の低減に努めます。</p> <p>なお、アストラムラインが建設されることによる日照への影響については、日陰ができる範囲を予測しており、その範囲内において日陰時間が国の通知等に掲げられている時間を超える住宅等については、国の通知等を準用した補償を行います。</p>
8	<p>工事や構造物が建設されることでテレビ等の電波障害が懸念され、別途ケーブルテレビ等を設置する場合、経済的負担が大きいと思われる。</p> <p>事前の電波状況の計測・調査や工事中及び工事後の対策を実施してほしい。</p>	<p>アストラムラインが建設されることによるテレビ電波への影響については、事業計画地周辺家屋のテレビ受信状況調査を行ったうえで、電波遮へい範囲を予測しています。</p> <p>この範囲内において建設後に電波障害が発生した場合は、必要な調査を実施の上、本事業による影響と判断されれば、テレビ電波の受信を復旧するための対策を実施します。</p>

No.	市民意見の概要	都市計画決定権者の見解
9	電磁波・電波の影響について、科学的根拠に基づいて安全性を明確に示されたい。	<p>既設のアstromラインにおいて、電磁波や電波による健康被害は確認されていないため、本事業についても影響は生じないものと考えています。</p> <p>アstromラインが建設されることによるテレビ電波への影響については、電波遮へい範囲を予測しており、この範囲内において建設後に電波障害が発生した場合は、必要な調査を実施の上、本事業による影響と判断されれば、テレビ電波の受信を復旧するための対策を実施します。</p>
10	夜間の信号機による光害に対する対策を求める。	夜間の信号による光害については、共同事業者である広島高速交通株式会社とともに、周辺への光の影響がないよう対応します。
11	<p>住民目線での景観予測、評価を実施してほしい。</p> <p>特に、五月が丘1駅の景観予測結果について、西側と東側では景観が大きく異なるを考える。予測結果として示されていない西側からのイメージも示してもらいたい。</p> <p>また、環境保全措置として「構造物のスリム化」や「デザインの工夫」を可能な限り行い、影響を回避または低減すると説明されているが、その結果が示されていないのではないか。沿線住民の心配・不安を取り除く説明を求めます。</p>	<p>本事業のルートは住宅地を通り特に沿線住民の方にとって景観変化があるため、住民目線からの工事後の景観を予測しています。</p> <p>構造物建設により、現況の景観から変化があるものの、環境保全措置を実施することにより周辺環境への影響を実行可能な範囲で回避又は低減されているものと評価しています。</p> <p>環境影響評価において、予測を行った五月が丘1駅については、西側の用地買収を行うこととしており、建設後の利用形態が不明であり予測評価が困難なため、東側からの視点において景観を予測しています。</p> <p>また、環境保全措置として、鋼製橋脚・鋼製桁を多く採用することで、コンクリート製を採用するよりも橋脚をスリムにするとともに、橋脚数の低減に努めます。</p> <p>駅舎の壁面については、今後の設計において詳細は決定しますが、視覚的に圧迫感を軽減するデザインを採用するように考えています。環境影響評価準備書においては、これらの措置を講じたイメージをお示ししています。</p>
12	緑豊かな地域の景観への配慮をしてほしい。植物がもたらすメリットを活かした景観設計をしてほしい。	アstromラインによる周辺景観への影響については、構造物の形状、色彩、デザインを周辺と調和したものとなるよう配慮するとともに、軌道下の道路は植栽や法面緑化等可能な限り緑化を行うことで、その回避又は低減に努めます。

No.	市民意見の概要	都市計画決定権者の見解
13	<p>過去の事例がないと理解が難しいため、既設のアストラムラインに起因する環境問題が発生したのか知りたい。</p> <p>また発生したのであれば、その際にどのような対応が取られたのか知りたい。</p>	<p>既設のアストラムラインにおいて、建設に伴い日照及び電波への影響がありました。</p> <p>日照障害については、36世帯に対して、国の通知等を準用した補償を行っています。</p> <p>また、電波障害については、108世帯に対して、本市が定める要綱に沿った共同受信アンテナもしくは個別受信アンテナを設置する対策工事を行っています。</p>
14	<p>全ての項目の評価結果について、「できる限りの回避又は低減を図ります」とあるが、回避又は低減されたことはどのように判断するのか。</p>	<p>環境基準、規制基準、行政機関の関係計画等との整合を取ることに加えて、事業者として実行可能で適切な環境保全措置を検討・実行することにより、事業による環境への影響について、できる限りの回避又は低減が図られていると判断しています。</p> <p>この内容については、今後、学識経験者などで構成された広島市環境影響評価審査会において審査されることとなっています。</p> <p>その際に、提出される市長意見を勘案するとともに市民意見に配慮し、環境影響評価書に反映することとなります。</p>
15	<p>工事用車両の走行ルートについて、既存の道路を使用しているが一般車両への影響はないか。道路幅員が狭く離合が困難なところもあり、生活交通への影響が大きいと考える。</p> <p>工事期間中における工事用車両と一般車両の離合への対策や走行時間を検討されたい。</p>	<p>工事用車両は、広島湯来線もしくは伴広島線をメインに走行し、工事エリアに出入りする予定ですが、詳細な走行ルートや規制に関することは、工事計画を検討する段階（工事着手前）に決定します。</p> <p>検討にあたっては、一般車両や地域住民の方への影響を考慮し、規制方法や通行時間等を決めていきたいと考えています。</p> <p>伴広島線については、道路幅員が狭く、交通の安全確保などについて特段の配慮が必要と認識しており、新設する己斐中央線に工事用道路を設ける等、工事用車両が己斐地区の伴広島線を極力走行しないような工事計画の策定、もしくは、走行する場合でも必要最小限にするような計画の策定に努めます。</p>
16	<p>工事に伴い道路に交通規制をかける場合、工事期間中の住民は迂回を強いられる可能性があるが、迂回路として考えられる道路は狭隘なところが多く、交通渋滞や安全面が懸念される。これらに対する対策をどう考えているか。</p>	<p>交通の安全を第一に朝夕の通勤時間帯での工事用車両の交通量を抑制するなど、可能な限り渋滞への影響を低減できるような施工計画を立てた上で、工事実施前に住民の皆様へ説明を行う予定です。</p>

No.	市民意見の概要	都市計画決定権者の見解
17	<p>県道伴広島線は現状でも朝の時間帯に渋滞しており、己斐中央線が新設されたとしても、JR山陽本線を横断するためにはJR西広島駅東西の踏切もしくは県道伴広島線の跨線橋を利用する必要があり、ここがボトルネックとなるため混雑は緩和されないと考える。己斐中央線の整備に併せて対策を検討されたい。</p>	<p>己斐中央線ができることによって地区内交通量が分散することにより、県道伴広島線の負荷が減ると考えています。</p> <p>JR山陽本線を横断する箇所のうち、跨線橋部については、右折レーンを設置し、ハード的な改善は完了していますが、引き続き状況を注視していきたいと考えています。</p> <p>また、西広島駅南口駅前広場を使用しているバスを北口駅前広場へ移設し、跨線橋を走行するバスを減らすなどの対策をバス会社と協議し検討する予定です。</p> <p>己斐本町踏切については、歩行者の安全面の観点から、現在の幅員6.5メートルから8.0メートルに拡幅し、車道と分離した2.5メートルの歩道を整備する計画としています。</p> <p>現在、整備に向けて、関係機関（JR西日本・河川管理者等）と協議・調整を行っているところです。</p> <p>さらに、踏切南側の道路は西広島駅南口西地区第一種市街地再開発事業において拡幅が計画されています。</p> <p>こうした整備を行うことで、歩行者・自動車等の円滑な交通に寄与すると考えています。</p>
18	<p>事業計画地との家屋の離隔が僅かしかなく、列車の乗客からの目線について懸念がある。</p>	<p>乗客の目線に懸念がある区間については、橋梁への目隠し板等を設置するなど、今後の詳細設計において検討し対策を講じます。</p>
19	<p>五月が丘団地の軌道構造物を境とした西側と東側では土地評価が変わると考える。</p>	<p>資産価値については、地域要因、個別要因などにより市場の取引において変動するため一概には言えませんが、アストラムラインの延伸は公共交通の利便性の向上とともに、団地の活性化やまちづくりの推進に資するものと考えています。</p>
20	<p>構造物の耐震性を十分にされたい。</p>	<p>国の定める最新の耐震基準に基づき設計を行います。耐震基準は過去の地震被害の教訓等を踏まえ、随時見直し・改定されており、建設される構造物は設計時点において最新の知見を反映した耐震性能を備えています。</p>

No.	市民意見の概要	都市計画決定権者の見解
21	<p>供用後の構造物のメンテナンスにおいて発生する生活環境への影響とその対応策を示されたい。</p>	<p>既存のアストラムラインにおいては、定期的に点検を行い、その結果に基づき補修工事を行っています。</p> <p>その際には、高所作業車や足場を架設して作業を行っています。当該事業区間においても、建設後には同様の点検補修が必要になると考えられ、交通規制など周辺地域の皆様への影響が想定されますが、施工時には周辺町内に対して、詳細を周知させていただきます。</p>
22	<p>説明会はパンフレットを朗読しているだけで、専門用語が多くよく理解できなかった。市側は地域とともにみんなが満足出来、納得のいく都市計画を進めて行こうという姿勢に欠けている。</p> <p>もっと住民にとって理解を深める場として、より多くの説明会開催（五月が丘1駅、五月が丘2駅付近での説明会開催など）を要望する。</p>	<p>環境影響評価準備書の説明会は、専門的な内容となっているため事例を交えながら説明させていただいたが、その際にも説明がわかりづらいとの意見をいただきました。</p> <p>今後も工事を実施する前に説明会を開催する予定ですので、住民のみなさまに本事業についてご理解頂けるよう、丁寧な説明に努めます。</p>
23	<p>事業計画地内のスーパーマーケット（フレスタ）は、地域住民にとって重要な施設となっていることから、事業の存続や代替となる施設及びそのための土地確保を都市計画の中に盛り込んでほしい。</p>	<p>都市高速鉄道（アストラムライン）を都市計画決定するにあたり、都市施設として必要最低限の区域を定めるものであり、フレスタ己斐上店の代替となる土地の確保を都市計画に定めるものではありません。</p> <p>なお、延伸と合わせて整備する都市計画道路己斐中央線の区域に建物の一部が入っていることから、今後、アストラムラインの延伸事業が本格化し、用地取得に入った段階で、地域の方々の大切な商業施設であるといった意見を認識した上で地権者や事業者と協議していきます。</p>
24	<p>所有地の一部だけが事業計画地内となっている場合は、用地買収において所有地の全てを買収するのか。</p>	<p>用地買収は、原則として、事業に必要な範囲について行います。</p> <p>用地取得や用地補償に関する説明は、事業着手（事業認可の取得）後、土地の詳細な測量や道路の構造等についての詳細な設計を行った後に行う予定です。</p>

No.	市民意見の概要	都市計画決定権者の見解
25	<p>五月が丘1駅の構造物が道路の西側に設置されるのはなぜか。全線においてルート選定結果について説明がされているのか。</p>	<p>現在の計画案のルートについては、平成26年にとりまとめたアストラムライン延伸の基本方針において、広域公園前駅から西広島駅に至るルートについて、比較検討を行った結果として、広域公園前駅から五月が丘団地、石内東地区を経由し、大茶白山をトンネルで抜け、都市計画道路己斐中央線を通り、西広島駅に至るルートが最も合理的と判断しました。</p> <p>五月が丘地区において、ルートを西側に配置した理由としては、五月が丘団地は西側から東に向かって地形が高くなっており、車窓からの目線を見下げる角度が西側のほうが大きく、沿線住民のプライバシーを考慮したためです。</p> <p>また、高架下の道路は沿線の消防活動や故障車両により、道路がふさがれた際にも通行を確保する必要があるため、片側に寄せる計画としたものです。</p> <p>なお、計画案についての地元説明会を令和6年3月から4月にかけて各地区で計5回開催し、都市計画原案についても同様に地元説明会を開催しました。</p>
26	<p>本来県道沿いに延伸する予定であったアストラムラインの計画が、突然五月が丘団地の中を通すという案に変更されている。沿線住民の生活環境面への影響が懸念されることから、現在の案は不適切と考えている。</p>	<p>現在の計画案のルートについては、平成26年にとりまとめたアストラムライン延伸の基本方針において、現在の五月が丘を通るルートや県道を通るルート案について比較評価を行い、今回の五月が丘団地の既設道路の敷地内を通過するルートが最も合理的であり、五月が丘団地内の活性化にもつながるルートであると判断しました。</p> <p>環境影響評価においても、すべての項目で基準値等が定められているものについてはそれらとの整合が図られ、また各種環境保全措置を講じることにより、環境への影響が実行可能な範囲でできる限り回避または低減されているものと考えています。</p>
27	<p>駅施設の計画には、送迎スペースを盛り込んでほしい。</p>	<p>送迎スペースは、都市計画決定後の事業実施段階において、説明会での皆様方からのご意見を踏まえ検討することとしています。</p>

No.	市民意見の概要	都市計画決定権者の見解
28	住宅地に軌道構造物を建設した事業の事例はあるのか。そのような事業において生じた問題やその対応を示されたい。	<p>広島市では、既存の住宅地内にモノレールを建設した事例はありませんが、本事業では住宅地内に軌道構造物を建設することから、周辺住宅への影響に十分配慮する必要がありますと認識しています。</p> <p>日照障害や電波障害の影響を低減するため、構造物の高さを必要最小限に留めるほか、影響が小さいと予測されている騒音・振動においても、万能塀の設置や最新工法を採用するなど、適切に対策を講じます。</p>
29	工事の内容、時期、時間帯を具体的に示すとともに、該当地域の住民の意思を反映した工事の計画・実施を求める。	<p>詳細については工事計画を検討する段階（工事着手前）に決定します。</p> <p>工事を実施する前に説明会等を開催させていただき、地域住民の方のご意見を踏まえ、決定したいと考えています。</p>
30	<p>アストラムラインが建設される五月が丘団地内の道路は己斐中央線と比較して6メートルも幅員が狭いことから、西側に寄せて軌道を配置する計画になっており、大型構造物の壁が眼前に延々と横たわり東西を分断するため沿道住民に対する影響が大きい。このことから、道路幅員を拡張し中央分離帯にアストラムラインを建設してほしい。</p> <p>また、団地の山側からも谷側からもアクセスが容易になるように、団地中央部に道路及びアストラムラインを新設されたい。</p>	<p>五月が丘団地では、アクセス利便性を考慮し団地の全エリアから概ね徒歩 10 分で駅に到達できることや新たな用地取得を極力避けることを勘案し、団地内において広幅員の幹線道路（市道佐伯 1 区 1 1 7 号線）を活用したルート設定としています。</p> <p>また、環境影響評価準備書にお示しした五月が丘 1 駅付近の景観の予測結果には、駅舎壁面がありますが、それ以外の区間については高架となっており、東西の分断を生むものではないと考えています。</p> <p>なお、五月が丘団地における西側歩道からの視点を確認いただけるイメージを広島市ホームページにて公表しています。</p>
31	<p>工事中の安全対策について、工事用車両の走行や工事作業による事故の発生が懸念される。</p> <p>特に周辺の小中学校の児童生徒の通学路が工事区域に含まれていることや営業区間の工事で起きた橋桁落下事故を踏まえて、安全対策について具体的に示されたい。</p>	<p>工事中の安全管理については、平成 3 年の橋桁落下事故以降、広島市としてもより一層厳しく監督を行っているところです。</p> <p>このような過去に発生した事故の原因を踏まえた再発防止策を講じたうえで、より一層、安全管理を徹底し工事を進めてまいります。</p> <p>また、安全な通学路や通行路の確保は重要であると認識しており、工事における具体的な施工計画や安全管理の方法等については、検討を重ねた上で、工事实施前に住民の皆様へ説明を行う予定です。</p>

No.	市民意見の概要	都市計画決定権者の見解
32	<p>説明会における説明者席はすべて男性で占められており、女性の視点に立った都市計画や調査になっていないため、プロジェクトへの女性の参画を求める。</p>	<p>都市計画や環境影響評価の実施にあたっては、多様な視点を反映することが重要であると認識しています。</p> <p>説明会において本市女性職員が説明者として参加していませんでしたが、担当部署には女性職員も在籍しており、事業に参画しております。</p> <p>なお、広島市都市計画審議会には一定数の女性委員が選任されており、幅広い意見が反映されるよう取り組んでいます。</p> <p>今後も性別による固定的な役割分担を行うことなく、多様な視点を取り入れながら、事業を推進してまいります。</p>
33	<p>ポイ捨て等のゴミ問題が発生しないよう、予防策を講じることを求める。</p>	<p>既設の駅舎においては、ホーム階や自動販売機付近にゴミ箱が設置されており、ゴミのポイ捨てによる特段の問題は発生していません。</p> <p>新駅においても既設の駅舎の対応等を参考にして環境保全に努めます。</p>
34	<p>公聴会の開催を希望する。</p>	<p>環境影響評価準備書にかかる公聴会は、令和7年12月17日に開催されました。</p>
35	<p>本事業は、沿線住民への生活環境等に重大な悪影響を及ぼす懸念がある。もっと住民の不安に真摯に向き合うことを求める。</p>	<p>周辺地域にお住まいの方のご不安やご懸念は、事業において重要なご意見と認識しています。</p> <p>皆様からいただきました市民意見については、事業者の見解も併せて市長（環境保全課）に提出します。</p> <p>その内容を踏まえ、準備書について環境の保全の見地からの検討を行なった結果に基づく意見が、書面により市長意見として提出される予定です。</p> <p>その後、市民意見・市長意見を勘案し、環境影響評価準備書の記載事項に検討を加え、環境影響評価書を作成します。</p> <p>事業の実施においては、その評価書に記載した環境保全措置を適切に実施し、周辺環境の保全に努めます。</p>

